

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免申請について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、世帯の主たる生計維持者(世帯主)の収入が減少した場合は国民健康保険税の減免申請ができます。

## POINT!

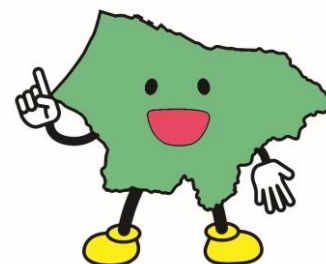
主たる生計維持者とは、世帯の生計を主に担う人であり、一般的には住民票上の世帯主や、その世帯で一番収入がある人とみなされます。しかし、国民健康保険では、世帯主を主たる生計維持者とみなして国税を課税しているため、今回の減免申請においても**主たる生計維持者は「世帯主」と**なります。

もし、現在の世帯主が実態に即していない場合は、**住民票上の世帯主を変更する手続き**や、国民健康保険に関することのみ世帯主を変更する**擬制世帯主の変更手続き**が必要な場合があります。

## ●減免の種類(対象者は世帯主、原因が新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る)

1. 死亡または重篤な傷病を負った場合…**全額免除**
2. 事業を廃止、または失業した場合…**全部または一部免除**
3. 事業収入が前年より減少する場合…**全部または一部免除**

それぞれの減免の詳細は  
次ページ以降でくわしく  
ご紹介します



## ●申請の方法

「古賀市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請書」に上記1～3の減免の種類に応じて必要な書類を添付し、下記のいずれかの方法で古賀市役所市民国保課国保係へ提出してください。

郵送申請

電子申請

窓口申請

※混雑緩和のため、できる限り郵送または電子申請による手続きをお願いいたします。

※郵送または電子申請による手続きの際は、運転免許証等、本人確認ができる書類のコピーも添付してください。

## ●減免の範囲

平成31年度課税分…平成31年度8期分と随時期分

令和2年度課税分…全部

※ただし、平成31年度課税分のうち、前の保険の資格喪失日から14日を過ぎて国保加入手続きを行った場合、減免の対象となるのは8期と随時期分のうち、令和2年2月、3月分のみとなります。

※同じ世帯でも、途中で世帯主が変更されており、いずれの世帯主も減免の基準を満たす場合は、世帯主ごとに申請が必要です。

## ●申請期間

### 受付開始日

郵送申請/窓口申請…令和2年6月19日(金)から

電子申請…令和2年6月25日(木)から

### 受付終了日

現時点では未定です。決定次第ホームページ等でお知らせします。

※令和2年度は減免対象となりますので、すぐに締め切りとなることはありません。

**原則、申請を受け付けた月の翌月納期限分から減額となります。**

ただし、令和2年6月19日～7月12日までに受け付けた申請については1期から減額する予定ですが、当初課税の納税通知書は予定通り送付し、その後減免の決定通知をお送りいたします。

※減免額の総額が申請月によって変わることはありません。

※申請内容によっては減免開始期が遅れる場合があります。

## ●注意事項

- ・この減免は、現時点で令和2年度のみ実施予定です。
- ・減免の内容に変更が生じた場合、申請が虚偽であった場合などは処分の変更、又は取消しを行うことがあります。
- ・減免のほか、国民健康保険税の納付の猶予ができる場合もあります。

## ●減免申請の詳細

### 1. 新型コロナウイルス感染症にり患し、世帯主が死亡、または重篤な傷病を負った場合

令和2年度の国民健康保険税は**全額免除**となります。

#### 【必要書類】

①古賀市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請書

②死亡の場合…死亡診断書(死亡届のコピー又は医療機関発行のもの)

重篤な傷病の場合…医師の診断書

※重篤な傷病とは、1ヵ月以上の治療が必要な場合など、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を言います。

#### POINT !

国民健康保険に加入している被用者(会社等に勤めている方)のうち、加入期間内に新型コロナウイルス感染症にり患した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、給与収入が減少した方は**傷病手当金の支給申請ができる場合があります。**

## 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主が事業を廃止、または失業した場合

令和2年度の国民健康保険税は**全部または一部免除**となります。

### 【申請の要件】

1. 事業収入等※のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
2. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※減免対象となる事業収入等の種類・・・営業収入・農業収入・山林収入・不動産収入・給与収入

### 【必要書類】

#### 必須書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請書
- ・事業収入等の減少見込み申告書(対象の収入ごとに1枚記入)
- ・令和2年1月から申請月前月までの収入状況が確認できる書類(帳簿、給与明細の写し等)
- ・事業の廃止、失業の理由申出書

#### 対象者のみ提出する書類

- ・令和元年分の確定申告書の写し(減少見込み収入が営業、農業、山林、不動産収入の場合)
- ・事業の廃止届の写し(事業の廃止の場合のみ)
- ・離職票の写し又は退職証明書(失業の場合のみ)※

※離職による国保加入の際に離職票または社会保険資格喪失証明書を提出している場合は添付不要です。

事業の廃止届や退職証明等が用意できない場合は、「事業の廃止、失業の理由申出書」下部に証明欄を設けていますので、そこに記入し押印(事業印、会社印)することで証明書の添付に代えることもできます。

### 【減免の計算方法】

次の、「3. 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の事業収入等が前年より減少する場合」の減免で使用する「対象保険税額」の全額を免除します。

### 【注意事項】

失業した方が非自発的失業者の場合は新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免の対象外となります。

ただし、給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるときは減免の対象となります。該当する方は事前にお問合せください。

### POINT !

非自発的失業者とは

雇用保険に加入していた方で、雇用保険受給資格者証の離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する方です。非自発的失業者の申請をすることで、国保税を算定する際の所得を100分の30とみなして計算します。

減免の対象期間は離職日の翌年度末までです。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の事業収入等が前年より減少する場合

令和2年度の国民健康保険税は**全部または一部免除**となります。

#### 【申請の要件】

1. 事業収入等※のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
  2. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
  3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ※減免対象となる事業収入等の種類・・・営業収入・農業収入・山林収入・不動産収入・給与収入

#### 【必要書類】

##### 必須書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請書
- ・事業収入等の減少見込み申告書(対象の収入ごとに1枚記入)
- ・令和2年1月から申請月前月までの収入状況が確認できる書類(帳簿、給与明細の写し等)

##### 対象者のみ提出する書類

- ・令和元年分の確定申告書の写し(減少見込み収入が営業、農業、山林、不動産収入の場合)

#### 【減免の計算】

課税額－国保税の減免額＝**減免後の課税額**

#### 減免額の計算式

対象保険税額×減額または免除の割合(d)＝国保税の減免額

#### 対象保険税額の計算式

対象保険税額＝A×B÷C

A:当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C:被保険者の属する世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

#### 減免または免除の割合の算定方法(前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合)

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	全部(10分の10)
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2